

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 3月19日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系海水熱交換器建屋給気エアフィルター差圧計において、検出部(高圧側)の破損(検出配管と給気処理装置本体との継手部が脱落)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、運転状態に問題はなし。	GⅢ	
2	1号機	碍洗・防災タンク液位指示検出スイッチ発信器の指示部前面アクリルカバーにおいて、破損(ひび割れ)が認められたため、当該アクリルカバーを交換。 なお、指示計の動作には影響無し。	対象外	
3	2号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室給気処理装置(A)点検において、社内マニュアルに定められた調達要求事項を満足しないまま点検が実施されており、点検扉の健全性が維持されていないことが認められたため、当該プロセス行為の原因調査・対策検討。	GⅡ	
4	1・2号廃棄物処理設備	濃縮廃液系温水供給タンク加熱蒸気供給圧力調節弁の軸封部において、加熱蒸気の漏えい(漏えい量、蒸気が目視可能な程度。汚染なし)が認められたため、当該弁軸封部を点検・修理。 なお、当該弁設置配管の上流側の弁を閉し、加熱蒸気の漏えいは停止。	GⅢ	